

小倉城庭園施設管理要領

北九州市を甲、指定管理者を乙として、次の条項に基づき、業務を遂行するものとする。

第1条 小倉城庭園の管理については、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」等関係規定を守らなければならない。

第2条 乙は、業務を受けた施設を、常に良好な状態に保全しなければならない。

第3条 乙は、次の各号に掲げる事項については、事前に甲の承認を受けなければならない。

- (1)管理運営の方法に関すること。
- (2)施設の利用、模様替え(展示替も含む)、および新設等に関すること。
- (3)開園時間の変更、または臨時休業に関すること
- (4)その他、甲が必要と認めること

第4条 乙は、年度毎に事業計画書を作成の上、甲に提出し承認を得なければならない。乙が、甲に提出する事業計画書の内容は以下のとおりとする。

- (1)組織、事務分担等について
- (2)施設の運営条件について(休館日、開館時間、料金)
- (3)管理業務内容
- (4)集客業務内容(催事・イベント、集客にかかる取り組み)
- (5)(3)、(4)にかかる年間計画表
- (6)管理にかかる経費見積り及び充当する業務内容

第5条 入館料については、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱に従い減免する。

第6条 小倉城庭園の管理および運営上に起因する公租公課に要する経費は全て乙の負担とする。

第7条 乙は、甲の定める様式に従い、甲の指定する日までに入場券の販売状況を報告しなければならない。

第8条 甲は、必要に応じて乙に対し帳簿書類の提出を求め、または検査を行うことができる。

第9条 乙は、協定名義人が定款に従い変更されたときは、ただちに甲に変更届を提出しなければならない。